参加保証金に関する規約

一条（参加保証金）

1 参加保証金の額は、実行委員会が定める。この場合において、実行委員会は、これらの額を、企画区分その他合理的な区分に応じて企画ごとに異なるものとすることができる。

2 実行委員会は、団体が参加申請をすることができる期間の開始の時以前に、前項の規定により定められた参加保証金の額を公示しなければならない。

3 実行委員会は、前項の規定による公示の後は、第１項の規定により定められた参加保証金の額を変更することができない。

4 参加保証金の徴収に関し必要な事項は、実行委員会が定める。

5 参加保証金は、参加保証金を支払った団体又はその構成員が故意又は過失により発生させた損害の賠償のために実行委員会が使用するものとする。

6 実行委員会は、前項の規定による目的のためでなければ、参加保証金を使用してはならない。ただし、次条第１項の規定により参加保証金の全部又は一部の返還を拒否したときは、当該全部又は一部の参加保証金は実行委員が工大祭の運営等のために使用することができるとする。

7 実行委員会は、参加保証金を、適正に使用しなければならない。

二条（参加保証金の返還）

1 実行委員会は、参加保証金が工大祭の終了後も残存しているときは、当該残存する参加保証金を支払った団体に、当該参加保証金を返還しなければならない。ただし、実行委員会は、団体について次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体に対しては、参加保証金の全部又は一部の返還を拒否することができる。

一　以下の事項が確認されたとき。

・提出物の大幅な期限遅れ

・工大祭期間中の飲酒

・貸出物の破損

・火災

・企画実施場所における責任者の不在

・食品衛生上の不備

二　団体による企画の実施等によって人の生命、身体又は財産に対する危害が発生したとき。

三条（返還請求権）

1 実行委員会は、工大祭が終了した後は、返還する参加保証金の額を確定させる事務を行い、これを完了させなければならない。

2 実行委員会は、前項の事務を速やかに完了させるよう努めなければならない。

３実行委員会は、返還する参加保証金の額が確定したときは速やかに当該額を団体に通知しなければならない。

４団体の参加保証金の返還請求権は、当該団体が前項の通知を受けた時に発生する。

５前項の返還請求権は、これが発生した日の翌日から起算して９０日を経過する日又は令和６年３月３１日のいずれか遅い日までに行使しないときは、消滅する。

四条（返還の場所）

１実行委員会は、参加保証金の返還請求権を有する団体又はその構成員の現在の住所以外の場所において参加保証金を返還することができる。

２実行委員会は、前項の規定により参加保証金を返還しようとするときは、当該団体に対し、その旨を通知しなければならない。

五条（返還に必要な費用）

１参加保証金の返還に必要な費用は、返還を受ける団体の負担とする。

六条（実行委員会が定める方法による返還）

１実行委員会は、多数の団体に対して参加保証金の返還に係る事務を行う場合におけるその事務の負担の軽減を図るため、参加保証金の返還の方法及びこれによる返還の事務の実施に必要な事項を定め、この方法によって参加保証金を返還することができる。

２実行委員会は、前項の規定により参加保証金を返還しようとする場合において、団体が同項の方法によって参加保証金の返還を受けるためにすべき手続があるときは、これを定め、あらかじめ、これを団体に示さなければならない。この場合において、実行委員会が定める手続は、団体の参加保証金の返還請求権が時効によって消滅する時よりも十分に前にすることができるものでなければならず、かつ、社会通念に照らし団体にとってすることが困難なものであってはならない。

３参加保証金の返還請求権を有する団体は、前項前段の場合であっても、同項の手続によることなく、参加保証金の返還を請求することができる。

４参加保証金の返還請求権を有する団体は、第２項前段の場合において、同項の手続をしなかったときは、参加保証金の返還の請求をするまでの間は、参加保証金の返還を受けることを拒んだものとみなす。

５実行委員会は、参加保証金の返還請求権を有する団体から参加保証金の返還の請求を受けたときは、第１項の規定をもって当該返還を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。